

石油石炭税法取扱通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
(納税申告書) 第38条 法第13条第1項《移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての課税標準及び税額の申告》の規定による納税申告書又は同条第2項の規定による還付請求申告書の記載事項については、次による。 (1) 法第13条第1項第1号に規定する「原油、ガス状炭化水素又は石炭」には、次に掲げる規定の適用があったものを含まない。 イ 法第18条の2《採取した見本に関する適用除外》 ロ～ホ (省略) (2)～(3) (省略) 2 (省略) 第42条 (削 除) 第43条 (削 除)	(納税申告書) 第38条 法第13条第1項《移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての課税標準及び税額の申告》の規定による納税申告書又は同条第2項の規定による還付請求申告書の記載事項については、次による。 (1) 法第13条第1項第1号に規定する「原油、ガス状炭化水素又は石炭」には、次に掲げる規定の適用があったものを含まない。 イ 法第23条第3項《当該職員の権限》 ロ～ホ (同左) (2)～(3) (同左) 2 (同左) <u>(「当該職員」の意義)</u> 第42条 法第23条《当該職員の権限》に規定する「当該職員」とは、石油石炭税に関する調査を担当する国税庁、国税局（沖縄国税事務所を含む。）、税務署又は税関（沖縄地区税関を含む。）の課、係又は部門に所属する職員をいうものとする。 <u>(検査権限等の範囲)</u> 第43条 法第23条第1項第1号、第2号及び第4号《当該職員の権限》の規定による当該職員の質問の権限は、これらの規定に規定する原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油の販売業者又は原油等の輸入業者、石油精製業者、特例輸入者（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告を行う者）若しくは運搬者又は法第15条第1項の承認を受けている者のほか、これらの者の代理人、使用人その他の従業者で、その質問に係る事項を担当す

改正後	改正前
	<u>る者についても及ぶものとする。</u> <u>2 法第 23 条第 1 項第 1 号に規定する「その他の物件」には、金銭も含まれるのであるから留意する。</u> <u>(注) 金銭の検査に当たっては、なるべく立会人に計算させる等その方法及び手段に十分留意し、紛争の生ずることのないよう配慮する。</u> <u>3 法第 23 条第 1 項第 4 号に規定する「運搬中の原油等」には、現に運搬している原油等のほか、運搬途中において一時的に蔵置されている原油等も含まれるのであるから留意する。</u>